

# 自己責任論から脱却した生活保護制度

—〈貧困の社会モデル〉構想—

小寺陽菜乃

# 目次

はじめに

## 1. 現代における貧困観

- 1. 1 貧困の捉え方 1－低所得
- 1. 2 貧困の捉え方 2－潜在能力の欠如と所得不十分
- 1. 3 相対的貧困・絶対的貧困の融合

## 2. 社会的排除と自己責任論

- 2. 1 貧困と社会的排除
  - 2. 1. 1 貧困非当事者による貧困の<他者化>
  - 2. 1. 2 貧困当事者による主体性なアクション
- 2. 2 自己責任論と劣等処遇論
- 2. 3 当事者非難と差別

## 3. 日本の貧困層と生活保護制度

- 3. 1 貧困層と調査
  - 3. 2. 1 生活保護受給者
  - 3. 2. 2 低所得者
- 3. 2 公的扶助としての生活保護制度の役割
- 3. 3 生活保護制度を取り巻く課題
  - 3. 3. 1 課題①スティグマ問題
  - 3. 3. 2 課題②相談対応による客観性の欠如
  - 3. 3. 3 課題③事後救済的性質

## 4. 現代における<貧困の社会モデル>適用の可能性

- 4. 1 障害の社会モデルとは
- 4. 2 「自己責任論」の解体を目指す社会モデル
- 4. 3 <貧困の社会モデル>構想

## 5. <貧困の社会モデル>をベースにした生活保護制度

- 5. 1 解決策①貧困観の改革
- 5. 2 解決策②申請のオンライン化による客観性の向上
- 5. 3 解決策③保護基準と利用方法の見直しによる予防的性質の考慮

おわりに

参考・引用文献

図表

## はじめに

大学に入学するまでに、自分や周囲に目を向けるだけでは知り得なかった多様な人々の生活環境を、ニュース報道、映画、書籍、芸術作品などの様々なメディアを通して知ってきた。その中で、例えば精神病や貧しさ、家族との関係性や人とのコミュニケーションの不得手などの現代の様々な「生きづらさ」を個人の自己責任とする考え方に疑問を感じていた。そのため大学では社会学を主に学び、社会学的観点から様々なマイノリティについて知っていくことでこの疑問に向き合った。その結果浮かび上がってきたのは、「固定観念や差別意識を内包する現代社会そのものにマイノリティの生きづらさは起因しているのではないか」という仮説である。

この仮説を検討するにあたり、特に着目したのは現代の貧困と格差の問題だ。セクシュアルマイノリティ、障害者、ひきこもり、不登校、DV 被害者、また DV やいじめ加害者、犯罪者など社会から排除されるマイノリティの存在と生き様を多岐にわたり学んだが、貧困とはこのようなあらゆる社会的弱者が差別され、虐げられた結果行きつく先だと考えている。そのため貧困当事者は経済的な余裕がないだけでなく、ほとんどの場合精神的にも追い詰められている。様々な現代のマイノリティを理解するためには、私たちが共通して怯え、戦い、抗っている〈社会からの排除の帰結＝貧困〉という構図に対峙する必要性を強く感じている。

本論文では、貧困当事者が居場所を見つけられるような、また貧困に対し当事者意識が薄い人（以下「貧困非当事者」と表記）が貧困問題に主体的に関わろうと思えるような社会をつくることを目指す。そのための切り口は二つある。一つは現代日本における貧困観の転換、もう一つは新たな貧困観に基づく生活保護制度の改善である。最終的にはこの二つの観点から、「自己責任論から脱却した社会」をつくるための道筋を考察する。

第一章では貧困概念を理論的に分析し、日本をはじめとする先進国が貧困問題の解消に取り組む意義を確認する際には、アジア初のノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センの貧困観を取り上げる。第二章では貧困当事者が苦しむ社会的排除や自己責任論に焦点を当て、貧困というレッテルが社会の中でどう排除されてきたかを論じる。第三章では現代日本の貧困層の実態を分析し、それと照らし合わせたときに見えてくる生活保護制度の問題点を指摘する。そして第四章では障害学における障害者と社会の関係性に対する考え方を基盤とし、新たな貧困観〈貧困の社会モデル〉を提唱する。第五章ではこのモデルが共通理解となるような社会をつくるための周知方法を検討すると同時に、貧困当事者が自己責任論を内面化しないための生活保護制度の改善案を提案する。

## 1. 現代における貧困

本章では、「貧困」という状態の定義をまず大きく二つの視点から整理する。一つは低所得であること、もう一つは自由が剥奪されていることである。第一項では国際的な指標

として広く知られている「相対的貧困率」と相対的貧困概念を整理し、所得で貧困を測る試みを見ていく。これと比較する形で、第二項では誰もが絶対的に有する「ケイパビリティ（潜在能力）」の概念を取り上げ、貧困が経済的な困難にとどまらず「自由の剥奪」を意味しているという考え方を確認する。そして第三項では相対的貧困と絶対的貧困の概念を融合させた視点から、日本をはじめとする先進国で生存に関わるほどの貧困がみられる理由を理論的に明らかにしていきたい。

## 1. 1 貧困の捉え方 1—低所得

貧困のひとつの捉え方は、「所得（フロー）」と「資産（ストック）」の両者の要素が不足している状態のことだとするものである（金子 2017:32）。資産は客観的な把握が比較的困難であるため、今日では所得に着目し、一定所得以下を貧困と定義する議論が一般的になっている。そこで使われているのが、「相対的貧困率」である。この測定方法の基盤となるのが、「相対的貧困」の概念だ。

「絶対的貧困」とはイギリスのシーボーム・ラウントリーの調査で用いられた定義であり、食べることもままならないといった生活水準をしばしばこう呼んできた（阿部 2012:364）。これに対し「相対的貧困」は、現在経済協力開発機構（OECD）、欧州連合（EU）などの国際機関や、先進諸国の多くの政府が用いている。この考え方はイギリスの経済学者ピーター・タウンゼントが提唱したものであり、人がある社会の中で生活する際に、そのほとんどの人が享受している「普通」の習慣や行為を行うことができないことを指す（阿部 2012:364）。

厚生労働省によると、日本における相対的貧困率とは一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を指すもので、ここでの貧困線とは等価可処分所得<sup>1</sup>の中央値の半分の額をいう<sup>2</sup>。政府統計のうち相対的貧困率を算出している調査としては総務省が実施する「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」と厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」があり、後者の統計データによると、日本の2021年の貧困線は127万円、相対的貧困率は2018年から上昇して15.4%である<sup>3</sup>。これは経済協力開発機構（OECD）が公表する各国の相対的貧困率データによると、同年に米国は15.2%、韓国は

---

<sup>1</sup> 厚生労働省によれば、等価可処分所得とは世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。

<sup>2</sup> 厚生労働省、2015「相対的貧困率等に関する調査分析結果」  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf)（最終閲覧日 2024年9月30日）

<sup>3</sup> 厚生労働省、2023「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>（最終閲覧日 2024年9月30日）

14.8%であり<sup>4</sup>、先進国の中でも日本は貧困率の高い国に分類される。

この相対的貧困率は国際的に採用されているが、一方でこの基準の妥当性を問う主張がある。インドの経済学者・哲学者であるアマルティア・セン(2018)は、総人口に占める貧困線以下の人の割合によって貧困を定義するこの指標の在り方に対し、こう疑問を呈している。

しかしながら、ここで付け加えたいのは、単純な人数の勘定によって行われる集計作業では、貧困であると認定された人々が貧困線からほんの少し下にいるのか、あるいは相当下に位置しているのか、そして貧困者たちの間における所得分配の不平等は甚だしいのか、そうでないのか、といった点に注意が払われていないということである。(セン 2018:184)

センが述べるように、貧困線を用いて算出される貧困率の数値はあくまで一つの指標であり、国やその地域の貧困の実態まで詳細に明らかにするものではない。国ごとの貧困状態の比較においても、貧困当事者の貧しさの度合いや具体的な暮らしぶりに目を向けて初めてそれが可能となることをセンの言葉は示している。貧困という定義それ自体が明確にしがたいものであるからこそ、貧困を測る指標の妥当性も日々検討され、論争は続いている。

## 1. 2 貧困の捉え方 2 – 潜在能力の欠如と所得不十分

前項で取り上げたセンの知見は、低所得を短絡的に貧困と結びつけることの批判に繋がっていく。センは貧困状態を、単に低所得であることとは別の視点で捉えている。

センは「貧困とは、福祉水準が低いということではなく、経済的手段が不足しているために福祉を追求する能力がないことである」と述べる(セン 2018:194)。ここでいう「福祉を追求する能力」とは「社会の枠組みの中で、その人が持っている所得や資産で何ができるかという可能性を表すもの」(池本, 野上, 佐藤 2018: iv)を示しており、これはセンによって「ケイパビリティ (潜在能力)」と表現されている。つまり、貧困とは「満たされるべき最低限の基本的な潜在能力が欠けている状態」(セン 2018:13)のことを指しているのだ。ケイパビリティには障害や年齢、病気といったハンディキャップが個人的な要素として影響を与えており、絶対的なものとして存在する。

そしてセンの考え方によると、所得はあくまでケイパビリティを実現させるために必要な手段である。手段としてその人に所得がどのくらい必要となるかは、属する社会・コミュニティに影響を受けるため相対的に決まる。センは貧困を所得水準で考えるならば、所得が最低限必要な潜在能力をもたらすには足りないという「所得不十分」の状態のことだと説明している。つまり所得や生活水準はそれ自体が問題なのではなく、その人物がど

---

<sup>4</sup> Poverty rate-OECD

<https://www.oecd.org/en/data/indicators/poverty-rate.html> (最終閲覧日 2024年9月30日)

のような生活をおくることができるか、そうした生活を送る中でどのような選択ができ、機会が開かれているかが最も重要な問題であり、所得はあくまでそれらの実現に十分であることが求められるということだ。そのためセンはこのケイパビリティに着目する重要性を強調する。貧困の定義は所得や現実の生活水準からではなく、「一定の、最低限受容できる水準に達するための基本的なケイパビリティが制約されること」（セン 2018:194）という観点からなされるべきだとしている。

これに対しては、リスター(2011)は貧困を定義する際に所得を軽視するようにも捉えられるセンの論の危うさとして、貧困当事者の所得を上昇させる政策に反対する立場を正当化するのに利用される可能性を挙げている。リスターは公共政策において「貨幣面での不平等の削減からケイパビリティの不平等の削減へと変更することが求められる」といった主張が生まれる可能性を示唆し、貧困対策にはそれでも所得と資源の平等な配分が大切だと考える側にとって、これは要注意すべきことだと警鐘を鳴らす(リスター 2011:45)。本論文ではセンの貧困論をベースに日本の貧困を論じていくが、「ケイパビリティの剥奪」という考え方は従来の資源に基づく定義にとって代わるべきものではなく、両方の視点から複合的に貧困を捉えるべきであるとする主張(リスター 2011:45)も踏まえたい。経済的にも貧困問題に対する対処がなされなくては、欠如したケイパビリティを実現に向かわせる手段がなくなってしまうからである。

### 1. 3 絶対的貧困・相対的貧困の融合

先に述べたように、日本をはじめとする先進国では相対的貧困の考え方に基づき貧困が定義されることが多い。相対的貧困の概念がタウンゼントによって発表されて以来、貧困を相対的な視点で定義することは一般的になった。しかしリスター(2011)によると、このような相対的な立場からの貧困の定義には批判がある。大多数の人々が適切な生活のための資源を十分に持っていない国にこれを適用したとすれば、その国の最底辺の人々しか貧困者に分類されなくなるために、その定義だけでは発展途上地域で経験されているような貧困の大部分について本質を捉えきれないというものだ。ここで、前項で示したように、センはこのジレンマに対して一つの考え方を提唱した。これは、「絶対的貧困と相対的貧困という考え方を和解」(リスター:2011)させた方法と言える。「所得で測った相対的貧困は、潜在能力における絶対的な貧困をもたらすことがある」と主張するセン(2018)は、例えば比較的ささやかな服を着、電話やテレビがなくてもコミュニティーで恥をかかずに暮らすことができるインドの農村での生活と、豊かだとされる米国をこう比較している。

しかし、多様で多くの財を用いることが当たり前になっているような国では、一般的機能を満たすのに必要な財の要求水準は高い。このことは社会的機能の達成自体が高くつくことを意味するだけでなく、これらの社会的機能の追求に資源が向けられることで、保健や栄養摂取のために支出できたはずの財政的手段を切りつめてしまうことにつながる。(セン 2018:202)

コミュニティーから排除されるというような「相対的貧困」の回避を実現するために十

分な所得は、発展した豊かなコミュニティに属するほど、より多く必要となる可能性に言及している。そしてさらにそのために割く財により、基本的な食事や健康維持が脅かされ、「絶対的貧困」が進行するのである。センは豊かな国でも飢餓や栄養失調が発生しているという逆説的な状況を、このように説明している。こう考えたとき、相対的貧困と絶対的貧困は対立する概念ではなく、むしろ相互に貧困状態についての説明を補完し合うものであると理解できる。一節で取り上げたように、現在日本では相対的貧困の概念が基盤となって貧困状態が計測されている。しかし貧困が根本的に人間から何を奪っているのかという視点に立ったとき、生存のための基本的・絶対的な欲求がすべての人々に共通して存在し、その周辺に社会による影響を受ける所得水準や常識、文化といった相対的な要素が存在すると考えることもできる。このセンの考え方では、日本のような先進国の貧困を、南北問題におけるような発展途上地域のそれと全く別の問題として区別せずとも論じることを可能にする。そして先進国である日本国内においても、飢餓や安全な住居のなさといった、明日生き延びるためにも苦しんでいる人がいることも念頭において議論を進める必要がある。

センが言う「ケイパビリティが制約された状態」、つまり「ケイパビリティを実現するための手段がない状態」は、湯浅(2007)が「溜めのない状態」と説明したものと共通する。湯浅は「溜め」を、目には見えないが、誰もが包まれている羊水のようなものだと説明する(湯浅 2007:27)。この「溜め」には二つの働きがあり、一つは外からの衝撃を吸収する働き、もう一つは栄養源としての働きである。「溜め」としての機能を持つものは、例えば金銭、人間関係、また精神状態などがある。湯浅は貧困を、この「溜め」が全体として少なくなっている状態だとしている。湯浅のこの見解をもとにすると、発展途上国と先進国のそれぞれで暮らす貧困当事者は不足している「溜め」の内容は異なる場合があるものの、「溜めの総合的な不足」という事態に苦しめられていることに変わりはない。そして特に先進国ではこの「溜め」のない状態が可視化されず、さらには本人も自覚していない場合があるため、貧困は自己責任にされやすいどころか、人々が生活するうえで貧困問題を考え議論する機会さえも少ない。このように先進国では貧困問題は見えにくいだが、だからこそ自殺者の増加など他の社会問題の背景に貧困が存在しているケースは非常に多いのである。以上の湯浅の貧困論においても、日本の貧困は途上国の貧困に比べて「ましである」などと言うことは決してできないだろう。

## 2. 社会的排除と自己責任論

ここまで、貧困概念を絶対的・相対的側面から分析し、社会の中で貧困とはどう定義づけられるのかを多角的に検討した。日本をはじめとする先進国における貧困は、相対的貧困と言われながらも社会から排除されないような生き方が衣食住を脅かすこともあり、その実態は社会の中で見えにくい、人の生存に関わる問題である。この点で、日本の貧困も絶対的貧困の側面を持つと考えられるだろう。ここに国が貧困問題に一刻も早く対峙し、格差是正のための対策に乗り出すべき緊急性を見出すことができる。

本章では、日本社会が貧困当事者を極限まで追い詰める要因としての「社会的排除」に

焦点を当てる。貧困非当事者が社会からどのように当事者を「排除」し、それに対し当事者がどのようなアクションを取るのかを分析し、さらにその背景にある貧困を当事者の自己責任とする考え方にも着目する。

## 2. 1 貧困と社会的排除

### 2. 1. 1 貧困非当事者による貧困の<他者化>

「貧困」とは単なる物質的な貧しさだけではなく、それが核となって生まれる多くの社会的な貧しさを含む。これを「関係的/象徴的側面」とし、物質的困窮との相補性と独立性を表したものに、リスターによる「貧困の車輪」モデル（リスター 2011: 図 0-2）がある。このモデルは図 1-1 として示したように、貧困の物質的な側面と、容認できない物質的困窮の中で暮らしている人々が経験する関係的/象徴的側面との相補性と独立性を表している。そして、車軸も外輪部も、それぞれを形成しているのは社会的、文化的な関係である。中心部にある物質的な必要は社会的、文化的に定義され、さらにその外輪部も社会的、文化的な領域で回転しながら社会的な苦しみを生み続けている。

またリスターは、強者と弱者との間に線を引き、このことによって社会的な距離が確立され維持されていくプロセスを<他者化(Othering)>（リスター 2011:179）と呼ぶ。リスターは<他者化>を、支配的な集団が自分たちより力の弱い他者集団に対して「自分たちのアイデンティティを正常で善良であるのに対置するものとして、負の属性を与える」（リスター 2011:179）ことによって自らを規定する在り方を指すと述べている。<他者化>は貧困当事者者を受動的な対象に引き下げるが、この受動的な性格付けが、非貧困当事者にとって「彼ら」と「我ら」との間に社会的距離を作り出す。このような社会的距離が作られるからこそ、貧困当事者に対する攻撃が心理的に容易になるのであろう。

### 2. 1. 2 貧困当事者によるアクション

さらにリスター(2011)は、エイジェンシー(Agency)という概念を用いて、貧困当事者の行為も分類し分析している。リスターはエイジェンシーを「典型的には自律した、目的のある、創造性を持った行為者、ある程度の選択能力と選択可能性のある行為者としての個人を性格づけるのに用いられる」（リスター 2011:182）ものとし、貧困状態にある人が行うエイジェンシーのタイプを分類した図を示した(図 1-2)。一方に広い理解での個人の成型上の戦略やコーピング戦略としての個人的なエイジェンシー、他方に抵抗や幅広い変化を実現しようとする試みとしての政治的/シチズンシップにかかわるエイジェンシーがあり、これらは相互に関連している連続体である。貧困状態や社会的排除に対し貧困当事者が取るアクションには様々なものがあり、それが当人の状況を改善する場合もあるが、さらに悪化させることもある。

政治的な行動を起こした貧困当事者のアクションとして、「人間裁判」と呼ばれる朝日訴訟を取り上げたい。朝日訴訟とは、重度の結核患者であり早島光風園（当時）に入院した朝日茂さんが、療養所内での患者自治会や日本患者同盟の活動を通して多くの患者の過



酷で劣悪な生活実態をつぶさに見ながら、当時の 600 円という生活保護の日用品費用代は憲法 25 条に違反していると 1957 年 8 月に東京地裁に訴えた事案である(杉村 2007:194)。1960 年 10 月の東京地裁判決で朝日茂さんは全面訴訟の判決を勝ち取り、朝鮮戦争の影響から生活保護基準における入院患者の日用品費代は月額 600 円のままで 4 年も据え置きされたものの、1961 年には 1035 円へ大幅に上がることとなった(杉村 2007:194-5)。この運動は労働組合や革新政党にも拡がり、生活保護裁判は 1970 年代の藤木訴訟、1990 年代の柳園訴訟、加藤訴訟、中嶋訴訟と続き、そのどれもが原告が勝訴し、社会保障訴訟の第三の波と呼ばれるようになる。このように当事者の政治的なアクションは、制度や政策を大きく変える可能性を持つだけでなく、その後の当事者による運動や訴訟を可能にするための道を拓くという意味も持つ。

だが実際、このような行動に代表されるアクションや政治に対する組織化には大きな制約も存在する。「主観性 (Subjectivities) とアイデンティティにかかわるもの」(Lister 2011:236) だ。貧困の経験や前項で見たような<他者化>のプロセス、レッテルが貼られ分類された社会的カテゴリーは複雑なアイデンティティや主観性を侵すものではあるが、いったん受け入れられれば「カテゴリーとしてのアイデンティティ」の基礎を提供するものとなり、そこから所属感ともいえる集合的アイデンティティの感覚が生まれ、組織化に繋がっていく可能性がある。だが当事者はそれぞれ恥の意識を持っていたり、そもそも共有する経験がないために結束が弱く、貧困下の人々の中でのカテゴリー的アイデンティティ共有が進展するのは容易ではない。これに加え、政治参加のための資源が不足している場合が多い。貧困に関連する「トラウマ」が「市民団化への巨大な障壁」となり、「政府や機関への不信、幻滅、そこからの回避を引き起こしているという指摘もある (リスター 2011:236-242)。このように考えたとき、貧困当事者が政治的なアクションをとることに、非当事者以上に困難が伴うといえるかもしれない。だからこそ、当事者に限らず、誰もが自分が属する社会に横たわる貧困問題を主体的に捉え、行動していくことが求められるのである。

## 2. 2 自己責任論と劣等処遇論

本節では、第一節でみたような貧困当事者・非当事者の間の深い溝を作っている価値観を詳しく分析する。一般的な社会福祉の議論では、貧困観について対照的な二つの貧困観が用いられることが多い。貧困は個人の問題であるとする見方＝「個人主義的貧困観」と、貧困は社会で取り組むべき問題であるとする見方＝「社会的貧困観 (あるいは構築的貧困観)」という二つの軸が代表的な枠組みである(金子 2017:89)。このうち「個人主義的貧困観」に含まれる考え方に、貧困の「自己責任論」がある。自助や自己責任を強調する考え方は、貧困を個人の責任に帰するものであるから、自助努力で解決すべきだとする。この論理は人々の勤労意欲を高めて社会の発展に寄与すると考えられているため、肯定的に捉えられることも多い。一人一人が個人として自立することが大切だという文脈で、自分の境遇に一切の責任を持つことが前提とされている。だが金子はこの自己責任論について、万全でないと言える問題点を二つ挙げる。一つ目は、自助・自己責任は「個人」に過大な負担をかけるから、当然それを背負いきれない事態が起こり得るということである

(金子 2017:92)。年齢や障害などの要因により自助には人によって限界がある上、生まれた環境や地位といった「スタートライン」の違いが考慮されず、不平等が生じている。二つ目は、自己責任論は個人の自由を基本にしているようだが、実際は労働を強要する議論になっていることである(金子 2017:92)。実際、現代の日本でも「働いて自立しなくてはならない」という規範をほとんどの人が内面化し、自ら労働に向かっている。現代の日本に奴隷制度は存在せずとも、労働者が自分で自分を常に律し働き続けるでは、個人の内面に強制力が働いている様相を見て取ることができるだろう。

このような自己責任を前提とした社会で自助ができず零れ落ちる人に対して、自己責任論を主張する人が支持する考え方が「劣等处遇論」である。貧困者に対しては一般の人々の暮らしよりも低い最低限のラインで救済するべきであるという考え、「救済を受ける者の生活水準を、就労して自立している物の生活水準よりも低劣なものにする」という考え方である(金子 2017:93)。劣等处遇論では、社会保障制度による給付に依存する「フリーライダー」や「福祉依存」の多発は税金の無駄遣いであると非効率性を指摘したり、また政府が個人のプライベートに介入することは個人の自由の侵害と主張する。過重労働社会である日本ではこの考えに賛同する人も多い。だが問題点は、人の価値を労働や自立という観点のみから判断して、ハードワークに耐えられない人を軽蔑する分断社会を生み出すことにある(金子 2017:94)。このように自己責任論や劣等处遇論は、貧困を個人の問題に帰結させ、貧困当事者を社会から排除することを正当化してきた。金子は先に取り上げたセンのケイパビリティ論との関連性についても、日本では個人の自由や権限を追求するという考え方は「自己責任論」や「貧困の文化論」に結びつくと理解されがちであるが、もし自由という価値が現代社会で最も重要なものであるとしたなら、それを擁護するのであれば自己責任論にはつながらないはずだと言及している(金子 2017:122)。センの議論は諸個人の積極的な自由を尊重する思想であるリベラリズム(自由主義)が貧困をどうとらえるかを示しており(金子 2017:122-123)、個人の自由を阻害する要因の一つとして、<他者化>やスティグマの付与といった他者の行為が位置付けられるのである。

次節では、個人主義的貧困観が支持された結果、近年どのような社会の分断が浮き彫りになってきたのかについて言及する。

### 2. 3 当事者非難と差別

貧困は自己責任であるという論理は言うまでもなく、貧困当事者の自己肯定感を下げ、貧困であることは恥だというスティグマを内面化させる。そしてこの内面化されたスティグマは周囲の人々から肯定され続けることで大きくなり、当事者を極限まで追い詰めることがある。さらに近年はインターネットの発達により、匿名で当事者を非難する行為が容易になった。貧困問題と当事者非難に関連する事例でよく知られたものが、2012年に問題となった生活保護バッシングである。芸能人の親族が生活保護を利用しているということが、まるで不正受給であるかのごとく、テレビや週刊誌で大きく取り上げられたのである(稲葉 2016:49)。これを発端にその後 SNS 上では生活保護受給者に対するバッシングの嵐となり、これらの一連の流れを受け、2012年12月に政権を担った自民党は生活保護費を含む社会保障費の削減を行った。翌年2013年8月にはこれまでに最大の生活保護基準の

引き下げが行われ、12月には不正受給の罰金が従来の30万円から100万円に引き上げられている。稲葉は2012年の生活保護バッシングの風潮のさなかに「日本人が生活保護を利用することを恥だと思わなくなったのが問題だ」と繰り返ししていた片山さつき参議院議員の発言を引用し、明らかにスティグマを肯定し助長するものだと指摘している(稲葉2016:49)。これはまさに自己責任論の視点から発せられる当事者非難である。

生活保護の不正受給問題は今もたびたび論争となることが多い。しかし実際に厚生労働省が公開する情報を参照すると、2020年の生活保護費負担金は約3.5兆円であり、そのうち不正とされた金額は約126億円である<sup>5</sup>。つまり、不正受給の金額は全体のわずか約0.36%にしかない。自己責任論を自己の主張の土台としバッシング行為を躊躇わない人の多くはおそらく、このような客観的データよりも自分の思想や経験、SNS上で得た不確かな情報を根拠にしている。また貧困当事者への差別が助長する風潮には、差別発言をする人自身の経済的・精神的な余裕の無さも関係しているだろう。他にも自己責任論が当事者非難や差別を正当化する理論として扱われたケースは存在する。我々は自己責任論からどう脱却し、現代の貧困に向き合っていくことができるのかという問題に対しての本論文における答えは、第四章で論じたい。

### 3. 日本の貧困層と生活保護制度

日本は憲法第25条で「健康で文化的な最低限度の生活の保障」という文言で生存権を規定しており、これに則って日本の社会保障制度上では「生活保護基準」が貧困ラインと捉えられることが多い。そのため本章ではまず、統計的観点からみる日本の貧困層の様相に焦点を当てた後、社会保障の仕組みの中で生活保護制度が担っている本来の役目を確認しつつ、今の日本の現状と照らし合わせたときに見出される生活保護制度の課題を明確にしていく。

#### 3.1 貧困層と調査

生活保護制度の妥当性を検討する上で確認したいのが、日本の貧困層の実態である。本節では生活保護の受給有無を基準に日本の貧困層を大きく二つに分類し、国が実施する対象者の把握調査についても問題点を指摘する。

##### 3.1.1 生活保護受給者

生活保護受給者数は平成7年から増加し、平成27年に最高記録を記録した後、近年は減

---

<sup>5</sup> 厚生労働省 「2021年4月1日 生活保護制度の現状について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000977977.pdf> (最終閲覧日時 2024年12月10日)

少傾向で推移している。だがこれを貧困問題の解消に向けた前進だと捉えるのは短絡的だろう。令和3年度の一か月平均の生活保護受給者数は203万8557人、生活保護受給世帯数は164万1512世帯、保護率は16.2%である<sup>6</sup>。保護率とは国民全体に占める被保護者の比率のことであるが、保護率の上昇は被保護者がその地域内で増加したことを示し、減少はその逆を示すにすぎない(杉村 2007:110)。杉村は、国や自治体が保護率の上下に敏感であり、保護率の上昇が保護の適正実施に問題があるかのような視点で見ると「保護率の減少」が行政目標になりがちであることを指摘する(杉村 2007:110)。的確な保護の実施のために重要となる指標は保護率ではなく、実際に生活に困窮する人々のうち生活保護制度を受給できている人の割合であり、これを示したものは捕捉率と呼ばれる。捕捉率とは、公的扶助の受給資格を持つ人々に対する、現に支給している人の割合を指す(杉村 2007:112)。受給資格者を要保護者と近似した概念と捉えたとすると、生活保護の捕捉率を算定しようとするならば、要保護者数があらかじめ把握されていなければならない。かつて厚生労働省は1953年から1960年代半ばまで、生活保護世帯の消費水準と同等かそれ以下の「低所得水準世帯」を推計しそこに含まれる人員を公表していたが、近年は要保護者数の公表を行っていないのが現状である。つまり国は捕捉率のみならず、生活保護の受給が認められる人々の総数をも公表していない、もしくは把握しきれていないのである。このような前提の上では、現行の生活保護制度が適切な設計かどうかを貧困当事者の目線で測ることができていると言いがたい。

### 3.1.2 低所得者

生活保護制度を受給する人々だけが貧困当事者だというわけではない。金澤(2009)は生活保護法の規定する「貧困ライン」＝保護基準の存在のもとではそれ以下の生活はありえないはずなのに、広く「貧困」が存在していることを現代の貧困の特徴のひとつだと指摘している。社会保障により公的に保障された生活水準以下の状態で膨大に存在する低所得層存在は、ワーキングプアとも呼ばれる。ワーキングプアとは労働に従事しているにも関わらず貧困状態にある者のことを指し、厚生労働省は公開した資料のなかで一般的なワーキングプアを年収192万円未満の者と定義し、この言葉を使用している<sup>7</sup>。2022年の国民生活基礎調査<sup>8</sup>によると、所得が200万円未満である世帯の割合は19.7%であり、およそ2

---

<sup>6</sup> 厚生労働省 「生活保護受給世帯数・生活保護受給者数・保護率、扶助人員と扶助率の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22-2/kousei-data/siryoush0800.html> (最終閲覧日時 2024年12月10日)

<sup>7</sup> 厚生労働省 「非正規労働者データ資料(修正)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ja05-att/2r9852000001ja67.pdf> (最終閲覧日時 2024年12月10日)

<sup>8</sup> 厚生労働省 「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html> (最終閲覧日

割近くの世帯が貧困状態であるといえる。同年の世帯数は5,976万1,065世帯<sup>9</sup>であるから、稼働所得が200万円未満である世帯は約1177万2930世帯である。そして同年の1世帯平均構成人員が2.11人<sup>9</sup>であることを踏まえると、単純に計算しても約2484万881人が生活保護基準以下または近くの所得で生活していることになる。他に貯蓄や公的年金を生活費としている場合も考えられるが、同年の生活保護受給世帯が163万6959世帯、受給人数が205万2114人ということと比較すると、生活保護を受給していない低所得者が極めて多いことがわかる。この年の世帯あたり平均所得金額は545万7千円であるが、この平均所得金額以下の世帯の割合は61.6%にもものぼっており、いかに日本の格差が深刻化しているかということも見て取ることができる。

母子家庭・父子家庭の貧困率はより深刻である。2018年の子育て世帯全国調査<sup>10</sup>によると、子育て世帯の平均税込収入はふたり親世帯が734.7万円である一方、母子世帯は299.9万円、父子世帯は623.5万円である。可処分所得が厚生労働省公表の貧困線を下回っている世帯の割合は、ふたり親世帯では5.9%、母子世帯では51.4%、父子世帯では22.9%となっている。可処分所得が貧困線の50%を満たない「ディープ・プア (Deep Poor)」世帯の割合は、ふたり親世帯が0.5%、母子世帯が13.3%、父子世帯が8.6%である。そのうち、週あたりの就業時間（残業時間を含む）が30時間以上のフルタイム（FT）就業者の割合は、母子世帯が67.8%、ふたり親世帯が35.6%と、多くの母子家庭の母親は就業しているワーキングプアである。

現代のワーキングプアはその多くが非正規労働者である。厚生労働省の調査によると、非正規雇用労働者は2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したものの、2022年以降は再び増加している<sup>11</sup>。2023年時点で非正規労働者は全労働者の37.1%を占めており、時給を比較すると、正社員・正職員の平均賃金は2,014円である一方で、正社員・正職員以外の平均賃金は1,407円である。さらに、近年は非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっており全体の19.6%を占めるが、これは2002年の6.5%と比較すると、その割合は約3倍にのぼる。

---

時 2024年12月10日)

<sup>9</sup> 総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント（令和4年1月1日現在）」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000829112.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000829112.pdf)（最終閲覧日時2024年12月10日）

<sup>10</sup> 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

「母子世帯の貧困率は5割超え、13%が『ディープ・プア』世帯 『第5回(2018)子育て世帯全国調査』結果速報」

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20191017.pdf>（最終閲覧日時2024年12月11日）

<sup>11</sup> 厚生労働省「『非正規雇用』の現状と課題【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>（最終閲覧日時2024年12月11日）

岩田(2021)は貧困基準と低所得者対策との整合性の問題に関し、「基本的に、生活扶助基準を日本の生活最低限(ただし、住宅や医療などを除く生活費基準)とにおいて、低所得やボーダーラインはその上の所得基準として整理すべき」だと述べている(岩田 2021:142)。現行の生活保護基準の設定はその妥当性は別にしても、もともになるデータと算定方法も含めた公開の議論があり、基準表の設定がある。一方低所得基準はかなり多様に決められており、常に保護基準以上のボーダーラインを意味しているというわけではない。本来低所得とはあくまで所得水準の相対的低位を示す概念であり、「それ以下はあってはならない状態」を示す最低生活水準である生活保護基準とは質的に異なる。それにも関わらずこれらの概念は混同されており、現状のままでは「低所得者対策とは生活保護基準以下の人々への対策である」という議論を導き出しかねない(岩田 2021:142)。低所得者という概念を用いる意義は公式の貧困線より少し上のボーダーラインの存在に目をむけることである。生活保護基準をもとに低所得者対策や他の諸制度の対象者を決めるのだとすれば、日本の社会保障政策、さらに国の政策全体にも大きな影響を与えることになるだろう。このような意味でも、生活保護基準は重要な指標として絶えず議論される必要がある。

### 3.2 公的扶助としての生活保護の役割

本節ではこうした日本の貧困層の構成を踏まえ、貧困当事者にとって生活の支えとなる生活保護制度の役割を確認し、日本の社会保障体系の中にどう位置づけられているのかを分析する。わが国の社会保障制度は、社会保険(年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険、介護保険)、公的扶助(生活保護、社会手当)、社会福祉サービス(児童福祉、障害者福祉、老人福祉、母子・寡婦福祉等)、老人保健(高齢者の医療・保健保障)、公衆衛生(精神保健福祉、伝染病予防)の5分野で構成されている(杉村 2007:72)。このうち社会保険は貧困に陥ることの予防が目的であり、公的扶助や社会福祉は貧困状態の改善・対処を主な目的にしている。

生活保護制度とは、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度である(杉村 2007:72)。生活保護法第8条第2項によると、生活保護基準は「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」ものだと定められている<sup>12</sup>。支給される保護費の額は厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額であり、生活保護法が定める通り、保護費の需給には世帯員全員がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提である。

社会保障制度の体系の中では、生活保護制度は他の諸制度を最終的に補完するという「最後のセーフティネット」としての役割と、国民生活の最低限を守るという「ナショナル

---

<sup>12</sup>法令リード 生活保護法

<https://hourei.net/law/325AC0000000144> (最終閲覧日時 2024年12月15日)

ルミニマム保障」の役割を担っている(杉村 2007:76)。一つ目の「セーフティネット」という考え方については、金子(2017)が三つの思想的立場からセーフティネット論を分類している。金子によると、最後の受け皿としてのセーフティネットのほかに、「社会にとってのセーフティネット」、「市場経済にとってのセーフティネット」という広義の捉え方がある。前者はセーフティネットとしての社会保障が、社会や国家にとってのセーフティネットになっているという議論である(金子 2017:156)。セーフティネットとしての社会保障があることで人々は連帯し、相互扶助の機能によって互酬性を高めたりする。これにより社会保障が社会統合や社会防衛の役割をも果たすことになるが、一方で貧困者・労働者たちの不満や亀裂から政府や国家を守るという「国家の維持」のためのしくみとして理解されるという側面もある(金子 2017:156-8)。そして後者は、市場経済が円滑に作動することをささえるしくみであると考えられるものである。セーフティネットとしての社会保障があつてこそ市場経済が機能するという理解が支持されていった結果、さらには社会保障にセーフティネット以上の機能をもたせることで市場経済をいっそう活性化できると見る議論が注目されてくる。そしてこれが「ワークフェア(就労促進)」という考え方に繋がるのである(金子 2017:158-9)。このように考えたとき、生活保護制度のセーフティネットという役割は国家や市場経済を正常に成り立たせるための仕組みとして作り変えられ、利用されることがあるという点も見逃してはならない。

二つ目の「ナショナルミニマム保障」とは、社会保障制度が社会的セーフティネットである以上、その保障水準は国民生活の最低限を守るべきものでなければならないという考え方を指す(杉村 2007:76)。生活の最低限の保障とは、先に述べたセンの貧困論において潜在能力を「機能」させることができる状況を保障するということである。そのためには最低限の所得保障、社会福祉施設・サービス、生活インフラの拡充・人権保障といった配慮が必要となり、これらを総合的・包括的に保障する体系がナショナルミニマムなのである(金澤 2009:15)。生活保護の最低生活基準がわが国のナショナルミニマムの主要な指標にもなっており、教育扶助、住宅扶助などを組み込むことによって、教育や住宅の事実上のナショナルミニマムを生活保護が決めることにもなっている。

### 3.3 生活保護制度を取り巻く課題

ここまで、生活保護制度に想定されている社会保障制度上の役割を明確にした。しかし第一節で取り上げたように、制度でカバーしきれていない貧困当事者は非常に多い。最後のセーフティネットとされる生活保護制度が形骸化することがあつてはならない。効果的な措置として制度を成り立たせる手立てとして、本節では生活保護制度や制度を取り巻く環境の問題点を三点挙げ指摘する。

#### 3.3.1 課題①スティグマ問題

まずは生活保護制度が長年内包し続けているスティグマの問題の解消のための手立てを打つ必要があるだろう。生活保護の受給が必要でありながら、世間の目、つまりは社会的な排除を恐れて受給を拒む貧困当事者の存在に対し、社会が見て見ぬふりをし続けていたら、

生活保護制度の存在意義がなくなってしまう。そのため、まずは生活保護制度を支える公的扶助の原理や保障する権利をより多くの人を知り、差別行為がいかにか不当であるかを理解しなくてはならない。またそもそも、個人主義的貧困観を持つ多くの人視野を広げ、自己責任論から脱却した視点で貧困問題に向き合うことを可能にするような価値観転換のきっかけを作るべきだ。

生活保護制度にスティグマの問題が付きまとう理由のひとつには、正しく制度が知られていないからこそ誤った情報が広まっている、公式情報が分かりにくいといったことがある。例えば生活保護制度では「働けない人しか利用できない制度だ」「親族がいると受けられない」といった誤認識がよく見られるため、生活保護制度の受給方法や、我が国の貧困構造について国民が知るための情報公開のありかたに改善の余地があると考えられる。生活保護制度については様々な受給要件があり複雑な構造をしていることを踏まえ、誰にとっても分かりやすいようなものに国や自治体の公式サイトを改善すべきではないだろうか。

さらに第三章一節では捕捉率に言及したが、誰もが現在の我が国の現状を客観的に知ることができるようなデータの提示は行政の責務である。憶測のまま SNS 上で飛び交う情報の真偽を確かめ自分の意見を持つためにも、また国や自治体の取り組みが適切であるかを選挙での投票による意思表示の根拠とするためにも、幅広い調査データを分かりやすく公表することも行政に求めたい。

### 3.3.2 課題②相談対応による客観性の欠如

生活保護制度の利用に関して、国や自治体側の主観的な判断要素が利用希望者を苦しめていると思われる点が二つある。一つ目は、生活保護申請のための最初の手続きが、居住する地域を所管する福祉事務所の生活保護担当への相談である点である。行政窓口で違法に追い返す違法行為は「水際作戦」と呼ばれ、「就労しろ」「扶養してもらえははずだ」といった言葉で申請の拒否を行うものである(今野 2013:71)。近年問題になったのは、群馬県桐生市での生活保護制度の違法・不適切な運用である<sup>13</sup>。生活保護利用者に保護費を1日1千円に分割支給していた「分割・満額不支給」問題や、申請者に対する扶養や仕送りの強要が疑われる数多くの事例の判明に続き、研究者らでつくる「生活保護情報グループ」の分析で桐生市の生活保護利用者数が10年間で半減していたことが明らかとなった。桐生市は2012年3月、不正受給対策の一環として福祉事務所への退職警察官の配置を積極的に検討するよう要請していた厚生労働省の方針に則り、窓口で最大4人の警察官を配置するなどしていた。その結果、2022年度の申請却下率は全国平均が7.5%なのに対し、桐生市では直近10年間30~40%台で推移しており、最も高い21年度には48%に達していた。しかし同グループの調査によると、桐生市以外にも保護率が40%以上減少した自治体が11市区もあったことが分

---

<sup>13</sup> 朝日新聞デジタル「群馬県桐生市の生活保護問題とは 発端は『分割・満額不支給』」  
[https://digital.asahi.com/articles/ASSCG1JGKSCGUTFL00GM.html?iref=pc\\_extlink](https://digital.asahi.com/articles/ASSCG1JGKSCGUTFL00GM.html?iref=pc_extlink) (最終閲覧日時 2024年11月30日)



かっている<sup>14</sup>。最も減少率が大きかったのは、愛知県知立市でマイナス 58.9%であった。知立市は保護率が減少した理由について「景気回復期に就労相談に取り組んだことが保護率の減少につながっているのでは」と回答し不適切な運用を否定しているが、同市を含めた保護率急減地域の実際の対応について詳細は明らかになっていない。このような警官等の配置による申請希望者への圧力、窓口での水際作戦の実態は地域によって異なる。そもそも生活保護申請の相談を人が対応する以上、そこには行政側の主観的意見や言葉選びも少なからず影響する。この「生活保護利用のための最初の壁」となっている相談対応のありかたは、根本から見直しが必要だろう。

二つ目は、資力調査（ミーンズテスト）を受け入れることが生活保護受給のために必須の要件となっている点である。資力調査は、フロー（収入）とストック（資産）、および就労能力や家族関係などを調査すること（生活手段[means]のすべてを調査すること）である（金子, 2017:205）。日本では「親族扶養」も資力調査の対象となっており、仕送りや同居が可能な家族がいる場合は生活保護を受けられないこともある（金子, 2017:205）。受給希望者は資力調査を経て、生活のためにやむを得ないと認められないものはすべて手放さなくてはならない。携帯電話、自動車、家電製品、不動産といったものの所有は原則認められていない。生活保護の資力調査では完全に何ももたない「丸裸」にならなければ保護を受けられず、そのためこうしたやり方は「身ぐるみ剥がされての保護」と批判されてきた（金子 2017:223）。自動車などの所有がやむを得ないかどうかを判断するのはあくまで行政側であるという一方的な判断に基づいていること、またときに都市部と地方で生活必需品が異なるということが無視されるという資力調査の在り方には、大きな問題があると言える。

### 3.3.3 課題③事後救済的性質

最後に、現行の生活保護制度の基準と利用方法の妥当性を検討する。生活保護基準は 1960 年の第 1 審判決以降、マーケット・バスケット方式からエンゲル方式、格差縮小方式、水準均衡方式へと算定方式が変化してきた。今日、相対的貧困論に基づく公的な貧困ライン（＝最低生活基準）である保護基準は水準均衡方式で算定されているが、これは一般世帯との対比で算定されるために、補償すべき最低生活の具体的内容が非常に不明確であるという指

---

<sup>14</sup> 朝日新聞デジタル「『責任の一端は国にある』生活保護率急減の自治体、桐生市以外にも」

[https://digital.asahi.com/articles/ASSCG33SSSCGUTFL01JM.html?iref=pc\\_ss\\_date\\_article](https://digital.asahi.com/articles/ASSCG33SSSCGUTFL01JM.html?iref=pc_ss_date_article)（最終閲覧日時 2024 年 11 月 30 日）

摘がある<sup>15</sup>（金澤 2009:6）。生活保護費の基準の切り下げの主張にも用いられやすく、同時に生活保護制度が極限まで困窮した人が利用する制度としてますます事後救済的な色を強めていくことも想定される。一方マーケット・バスケット方式とは、最低生活を営むために必要な消費財貨を一つ一つ買い物かごに入れ、その価格を合計すると最低生活費が算定される仕組みである。マーケット・バスケット方式は個別具体的にその生活の内容を表すことができるという長所を持っているが、栄養学の発展により明確な指標がある飲食物費以外の費目については的確な指標に乏しい。そのために作業が複雑で、時とともに変化する生活様式を反映することが容易ではないという欠点がある（金澤 2009:16）。この二つの算定方式に代わる、現代の貧困により合った算定方式の模索が求められる。

また生活保護制度の利用方法に関して、第三章で示した八つの扶助はどれかひとつだけ選び受給するということができない。生活保護法の法文上は「要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる」と記述されているが、あくまで支給が単独での支給または併給という意味で解釈されている（岩田 2021:55）。これに対し、生活保護基準作成に長く関わってきた籠山(1978)は疑問を呈する立場にいる。籠山によると、所得が足りずに日々の最低生活を維持できない者に対し行われるのが八つの扶助の中で中心となる生活扶助であるが、これと比較し他の七つの扶助は「ある目的のための支出が生じることによって、生活困窮に陥ることを防ぐために行われる扶助である。その支出の要件がなくなれば、扶助の必要がなくなる」（籠山 1978 :153）点が異なる。生活扶助は日々の生活を最低水準まで引き上げる役割があるのに対して、医療や住宅、教育などの扶助は、ある目的のための支出が生ずることによって生活困窮に陥ることを防ぐための扶助なのである。そのため、それらの扶助は今まさに生活に困窮している者だけでなく、それより収入はあるが「生活困窮の恐れのある者」をも含んで保護することにつながると籠山氏は指摘する。扶助の単品での需給が可能になれば、より広範囲に貧困当事者を捉え、保護することが可能になるだろう。社会的排除を恐れて衣食住に充てる経費を極限まで切り詰め、絶対的貧困状態に陥るケースが先進国に存在するという点については第一章で言及した。原則単品受給の形式を取らない生活保護制度の「全一的」保障の在り方は、まさにこのような事態を引き起こす要因のひとつになっているのではないだろうか。生活保護制度が貧困の「事後救済的」なものとして認識され、その結果「生活がどうにもならなくなったときにはじめて利用が許される」というようなイ

---

<sup>15</sup> ここでいう「均衡」とは従来、生活保護受給者の消費水準を一般平均世帯の消費水準との格差を60%台で維持することだとされてきた。しかし、この二つの基準の単純な比較だけでは均衡を取ることはできない。例えば1984年の同方式導入以降、一般労働者世帯の1人当たり消費支出額と生活保護世帯の1人当たり消費額を比べると、後者は前者の60%台後半で推移してきたが、それが70%台に近づき、2001年度に70%を超えた。このとき、格差が縮小しすぎた（均衡が崩れた）ため生活扶助基準の引き下げは避けられないという認識が広がったという（布川 2009: 16）。一般世帯の消費支出額が低下したことに原因がある場合でも、水準均衡方式のもとではこのような認識が確立することは容易であり、住宅費や医療費を含めた生活全体を適正に比較することなく、生活保護基準の切り下げに繋がる恐れがある（金澤 2009:6）。

メージが定着しているのであるから、八つの扶助の受給方法については見直しが必要である。

## 4. 生活保護制度における〈貧困の社会モデル〉適用の可能性

第三章では日本の貧困の原因のひとつを個人主義的貧困観に見出した。本章では新たな貧困観を確立させる取り組みのひとつとして、「自己責任論に根付いた貧困観」から脱却し、特定の人々が責任を負うのではなく、誰もが貧困問題に主体的に向き合おうとするような貧困観、ひいては社会の在り方を構想する。本論文ではこれを障害学の「障害の社会モデル」から着想を得て考案し、〈貧困の社会モデル〉と名付けた。

### 4.1 障害の社会モデルとは

貧困と自己責任論の問題を考えるにあたり、障害学における画期的な障害者概念である「貧困の社会モデル」を理解することが一つの糸口になると考えている。なぜなら、障害者も貧困当事者も現代において社会的にマイノリティであり、障害や経済的困窮の苦しみが非当事者によって無視され続けることでさらなる苦しみが生まれているという社会構造が共通しているからである。

アメリカで創始された Disability Studies (障害学) は、その後イギリスでも大きく発展し、マイケル・オリバーの1990年の著書『無力化の政治 (The Politics of Disablement)』の出版以来、「社会モデル」論争が盛んに行われてきた(杉野 2007:5)。杉野は障害の社会モデルの定義をこう説明している。

イギリスの障害学の社会モデルは、「障害」disability を社会制度に起因する「障害物」としてとらえ、個人の属性としての障害は、これをインペアメント impairment と呼んで区別している。イギリス障害学の用語法によれば、個人を障害化/無能力化 disablement するものが社会のディスアビリティ disability であり、障害者 disabled people とは、社会のディスアビリティによって「無力化された人々」という意味として用いられる。これを意識するならば、「障害者」とは「社会的障害物によって能力を発揮する機会を奪われた人々」となる。(杉野 2007:5-6)

このように障害の社会モデルは、障害者に対する人々の無関心や差別からなる「社会的障害物」の中にこそ障害者の生きづらさが存在するのだという考え方から生まれた。センの貧困論でも、潜在能力の実現を阻み貧困を生む要因の一つに社会構造があることを取り上げている。第二章二節で取り上げたように貧困が社会的排除をも意味するとしたら、貧困当事者もまた、「社会によって経済的な貧しさから脱する機会を奪われた人々」と表すことができるのではないだろうか。自己責任論から脱却した視点から貧困問題の解決の糸口を模索

する時、障害の社会モデルは、現代の貧困の議論の場に活かすことができるだろう。

## 4.2 「自己責任論」の解体を目指す社会モデル

貧困当事者の社会的イメージを障害者のそれと比較したときに大きな違いとして挙げられるのは、苦しい状況に置かれる彼らの境遇が「自己責任」だと決めつけられることの多さではないだろうか。努力や勤労意欲、怠惰の行く先として貧困は理解され、自業自得であるという「自己責任論」が無意識のうちに多くの人々の価値観に根付いているからこそ、生活保護受給者には「楽をして生きている」というレッテルが貼られるのだろう。貧困非当事者が貧困を自己責任だと考えるとき、そこには「なぜ貧困当事者と直接の関係がない自分が、彼らの貧困問題の解決のために動かななくてはならないのか」という考えが根底に存在するのではないか。自己責任論を解体させるためには、貧困を構築する社会構造の中に原因を見出しつつ、責任の押し付け合いにならないことだ。これについては障害学においても、「原因と責任の所在の区別」に着目した新たな社会モデルの見方が存在する。

川島(2013)によると、「障害者の不利を解消する道徳的責任を社会が負うべきだ」というメッセージが社会モデルの核心部分にあるとの理解は日本でかなり広くみられる(川島2013:96)。しかしここで川島は、「因果関係があること」と「責任関係(あるいは負担関係)があることは必ずしも同じではないと指摘する(川島2013:96)。つまり「社会が原因で生じた不利」と「社会が責任(負担)を負うべき不利」とは、区別されるべき別のものだという事だ。そこで川越(2013)は、責任に基づかない形で、障害者の配慮を基礎付ける(川越2013:69)方法として、アフーマティブ・アクションの理論に基づく考え方を提唱している。川越は企業や大学に一定率の障害者を雇用もしくは選抜する義務を課すといったアフーマティブ・アクションでは、必ずしも非効率な結果を導くとは限らず、むしろ社会的な効率性を増大させる可能性があることを根拠となる理論とともに示している。そしてこのアフーマティブ・アクションを、障害の社会モデルと照らし合わせ、こう提唱する。

このとき、われわれは、アフーマティブ・アクションの正当性を、マイノリティ・グループに対して不遇な措置を続けてきたことに対する社会の集団的責任から導かなくとも、社会の効率性を増進するという観点で、十分説得できる可能性が開けてくるのではないだろうか。また、同じように、障害者への配慮の提供を、社会の責任としてではなく、社会や組織の協調の失敗を解消する適切な制度を設計する問題の回答として提示していくことが必要なのではないだろうか。(川越2013:71)

最後の一文に着目したい。これを貧困問題に当てはめてみたとき、「社会や組織の協調の失敗を解消する適切な制度」とは、まさに生活保護制度がそのひとつになるのではないだろうか。生活保護制度が存在すべき理由に、人間の最低限度の生活保障を担うという役割があることは先に述べた。しかし加えて、経済的豊かさと関係なくすべての人が同じ社会の中で協調して生きることができていない現状を解消するための重要な措置、という存在意義を認めることもできるのではないか。貧困問題を社会全体で放置することは、犯罪の増加や自殺者の増加、病気の蔓延、違法薬物の流通など、言うまでもなく様々な社会問題を引き起こ

すことに繋がる。このような社会病理の拡大を抑える市民の行動や措置は、暮らしやすい環境をつくり、結果的に非貧困当事者の暮らしの質も向上させるだろう。このような意味で社会全体に影響を与える生活保護制度は、貧困の議論におけるアフェーマティブ・アクションとも言えるかもしれない。

人を貧困状態にさせた責任が社会にあると断言したところで、社会の構成員一人一人が責任を負わなくてはならない根拠はどこにあるのかが明確でないために、多くの人に責任から逃れたいという無意識の感情が生まれ、自己責任論を形成する。そこで原因と責任を区別し、原因の一つが社会にあることを誰もが理解した上で、社会の構成員が責任や贖罪の義務を負うという見方ではなく、解決方法を前向きに模索し、実践していく。その一つの答えが生活保護制度という社会保障の取り組みなのである。川越が論じる障害学の新たな社会モデルの捉え方は、自己責任論から脱却した〈貧困の社会モデル〉にも応用できるものだ。

### 4.3 〈貧困の社会モデル〉構想

これらを踏まえて、本節では〈貧困の社会モデル〉を提唱する。まず、〈貧困の社会モデル〉においては、人を貧困状態にさせた原因を社会のなかに見出す。貧困当事者には経済的に困窮するきっかけとなる行動を起こしていたり、働かなかつた過去を持つケースもあるだろう。しかしその背景にはまた別の問題が存在する場合もある。それらの可能性を一切無視して非難する風潮を生み出し、貧困から抜け出そうとする当事者らを排除しつつける貧困社会の構造にこそ、日本の貧困の原因があるとみる。

そして責任は、貧困当事者にも、非当事者にも問わない。貧困の自己責任論から脱却するためには、そもそも責任の所在を特定することの不確実性を解消しなくてはならないと考えるからだ。求められるのは特定の人々が責任を負担することではなく、本来同じように生活が保障されるはずの人々の間で生じている格差を、社会の構成員全員で修正していくことである。この考え方をもとに誰もが貧困問題に向き合い、格差是正に主体的・意欲的な社会を目指すことを、本論文では〈貧困の社会モデル〉と定義したい。

## 5. 〈貧困の社会モデル〉をベースにした生活保護制度

ここまで、貧困の概念と日本社会の貧困構造を分析するとともに、それを維持させている要因の一つである「自己責任論」に着目した。そして第四章では、第一章で取り上げた貧困理論を基にして、自己責任論に代わる貧困観として〈貧困の社会モデル〉を新たに考案した。本論文の最終目的は、自己責任論から脱却した視点で現代日本の貧困を捉え、現行の生活保護制度やそれに関連する国の取り組みの妥当性を検討することである。最終章である本章では、〈貧困の社会モデル〉を多くの人が知るための手立てと、このモデルを基盤として生活保護制度を作り変える必要性を模索し、提言したい。

## 5.1 解決策①貧困観の改革

貧困の原因が社会にあるのであれば、まずは誰もが貧困問題を主体的に捉え議論できる社会をつくるために、国は前章で提唱した〈貧困の社会モデル〉の周知や生活保護制度のイメージアップを通して、自己責任論に基づいた貧困観の変革に乗り出すべきだ。制度のイメージアップをすると誰もが容易に制度に頼るようになり惰民を作る、という反論が予想されるが、現状、本当に支援が必要な人が社会的な負のレッテルを貼られることを恐れて生活保護を受給せず、最低限度の生活ライン以下で暮らすことを余儀なくされる人々が多くいる。国民に与えられた生存権の行使、つまり困窮したときに躊躇うことなく支援を受けることができる環境を、制度の印象や社会的な「見られ方」といった要因が阻害してはならない。このような危機的状況を政府が認識し貧困観の変革に踏み出すことは、政府が本格的に日本の貧困・格差問題に向き合い対策していくことでもある。

そのためには成人に対する周知だけでなく、未成年の子どもを対象にした教育課程に〈貧困の社会モデル〉について学ぶ機会を設けるべきだと主張したい。貧困観は自身が育ってきた家庭環境の影響を大きく受け、幼少期から着実に形成されていくからである。そのため、より早い段階から自身の家庭と異なる環境や価値観で生きる他者の存在を知り、視野を広げるべきだ。

さらに、今の政府の取り組みが日本の喫緊の課題にアプローチできているかを国民が見極めるためには、現代の日本の現状を誰もが客観的に知ることができなくてはならない。そのためには国や自治体が調査結果を分かりやすく公表し、誤った認識の拡大はいち早く抑制する必要がある。個人の貧困観の転換にアプローチするためには、行政による正しい情報の公開、さらにそれを受け取る人々の情報リテラシーの向上が欠かせないからだ。そのためには生活保護制度をはじめとした諸制度の公式情報サイトも改善が必要である。現行の厚生労働省による生活保護制度の案内ページ<sup>16</sup>には「生活保護制度に関するQ&A」の項目があるが、ここで紹介されているのはわずか10問とその回答である。そしてそのほとんどには、詳細は福祉事務所で問い合わせるようにと書き添えられている。受給資格のあるすべての人がすぐにアクセスし、理解できるようなサイトであるために、閲覧者の年齢や障害などの要素も考慮したサイト作成が必要となる。Q&Aページに記載する質問と回答の数を増やし内容の充実度を上げ、申請者の不安や疑問を少しでも多く取り除くことと同時に、福祉事務所とつないだ窓口のライブチャットや、AIチャットボットを導入し自宅でもすぐに疑問点を解消する仕組みを導入すべきである。また、申請前に、実際に受給できる支援の具体的内容や保護費の概算を確認することができる自動計算シュミレーターシステムのためのページも設けるべきではないだろうか。これらは現在、国や自治体の公式サイト以外のサイトで運営・実施されているものが多い。正しい情報を一か所に集約し、誰もがすぐに必要な情報にアクセスできる体制を整えるべきである。

---

<sup>16</sup> 厚生労働省 生活保護制度

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogoo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogoo/index.html) (最終閲覧日時 2024 年 12 月 4 日)

## 5.2 解決策②申請のオンライン化による客観性の向上

貧困の原因が当事者本人ではなく社会にあるとする〈貧困の社会モデル〉の観点から考えると、生活保護申請における相談対応にみられるような対人接触を主な申請方法にしている現状には問題があるのではないだろうか。トラブルが発生したり、行政側の対応のしかたが申請者のスティグマをより強く意識させるものになってしまっているからである。生活保護の申請の際、行政と申請者の間に第三者が介入しない場合もあり、これでは両者のその場の強引な合意のもと規定に違反した対応が行われても見過ごされてしまう。このような相談対応の申請方法に対しデータとして申請者の情報を管理すれば、複数の機関で審査を素早く行ったり、プライバシーが守られる範囲で市民に情報を公開して申請の要件などを分かりやすく伝え、行政機関の内部で行われる判断の不透明性をなくす取り組みに活用できる。そこで本論文では全面的にコンピュータを導入した申請環境の整備を提案したい。

非対面方式の導入は、生活保護受給者の支援を行うケースワーカー不足と、主観的・恣意的な行政対応という二つの問題の解決策になりうる。2019年度時点で、指定市・東京23区・県庁所在市・中核市の全国107市区のうち、社会福祉法で決められたケースワーカーの配置標準を満たしていない自治体が77市区と約7割にのぼることが厚生労働省の調査でわかっている<sup>17</sup>。社会福祉法は都市部では生活保護80世帯に対してケースワーカー1人の配置を標準数として定めているが、1人のケースワーカーが平均100以上の保護世帯を担当する自治体は32にもものぼっており、不足するケースワーカーは全国で計約1800人となる。これを踏まえ、厚生労働省は各種届出書類のオンライン化、タブレットの導入によるオンライン面談の実施、生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業をまとめている。しかしこれらの改革はあくまでケースワーカーらの業務を部分的にデジタル化していくことに留まり、働き手不足の抜本的な対策とは言い難い。

そこで参考にしたいのが、欧米各国による失業保険制度のデジタル化の取り組みである。例えばアメリカは失業保険の申請・認定・給付の全てにおいて、多くの州でオンラインによる手続きが一般的になっている。カリフォルニア州雇用開発局（Employment Development Department, EDD）は2015年6月、パソコンのほかタブレット端末、スマートフォンから新規・継続などの申請手続きが可能な現行システム「UI Online」を稼働させた<sup>18</sup>。新規申請には申請者の基本情報と、最後に働いた日付、現在働いていない理由、

---

<sup>17</sup> 朝日新聞デジタル「ケースワーカー配置標準、7割満たさず 主要107市区」  
<https://digital.asahi.com/articles/ASNDJ560NNCZUUPI002.html?msocid=07952e961ba6d6e7a1f7e3e9d1af06ff7>（最終閲覧日時2024年12月3日）

<sup>18</sup> 労働政策研究・研究機構（JILPT）「諸外国の失業保険制度のオンライン化に関する調査」  
<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2023/documents/0269.pdf>（最終閲覧日時2024年12

働いた最終週の収入の入力と、また雇用期間、総賃金、週あたり労働時間、時給、離職理由といった過去 18 カ月間に働いたすべての雇用主に関する情報などの入力を行う。その後担当者とのビデオ通話で本人確認を行ったあと、EDD は申請内容を雇用主にオンラインや郵送した手紙で確認するなどして、誤認や虚偽等がないかどうかを確認する。登録が完了すると、通常は申請から 2 週間以内に、受給資格の有無等を記載した「決定通知 (Notice of Determination)」が郵便で届く。これに誤りがあったり同意できない場合は、UI online を通して書類の再提出や、認定のための再調査などを求めることができる。オンライン化による不正受給の増減に関しては、米国は 2019 年支払整合性情報法 (Payment Integrity Information Act of 2019) に基づき、各州政府の失業保険プログラムにおける年間の「不適切な支払い率」を 10%未満とし、その達成状況を連邦政府に報告するよう求めている。連邦労働省によると、カリフォルニア州の失業給付額における「過払い額」及び「詐欺被害額」の割合は、2021 年にはコロナ禍の失業保険特例措置の実施と申請者の急増に十分対応できず誤った支給が急増したものの、それまでの過去 10 年間は 5~8%台で推移していた。オンライン化の実施は同時に経済的理由などからパソコンを保有していない者らが支給を受けられるようにする必要があるが、同州は公共職業紹介サービスの拠点である州内各地のアメリカン・ジョブセンターや公共図書館のパソコンを無料で利用できるようにしており、電話や書類の郵送などでも受付けている。コロナ禍では申請件数の増加により支給事務が滞ることもあったが、こうした方式は州民に浸透しており、オンライン化自体の是非を問う議論はほとんど目立たないという。このようなアメリカの取り組みを参考にしながら、日本も生活保護制度をはじめ、様々な社会保障制度の申請方法をオンラインの全面的な非対面方式へ移行していくことのメリットは大きいのではないかと。申請者の性別や年齢、印象といった要素を、窓口対応者の無意識なバイアスで受給資格の審査と結びつけることがないような工夫が今現場で求められている。

制度申請のオンライン化をより円滑にするためには、資力調査に代わる所得調査 (インカムテスト) の導入も検討されたい。所得調査は資力調査とは異なり、ストックや就労能力、家族関係は一切問わず、フローのみを調査することである (金子 2017:208)。資力調査よりもスティグマを与えず、調査にかかる国の負担も少ない。実際にヨーロッパでは資力調査を簡素にしたり、所得調査に切り替えたりする国は増えており、資力調査・所得調査の基準をできるだけ単純化・明確化し、情報公開することも一般的になってきている (金子 2017:208)。所得調査を導入しオンライン上で申請しやすくなれば、行政は今よりも調査にかかる労力を減らすことができる上、資産の活用を厳格化し多くの貧困当事者を苦しめてきた水際作戦自体を消滅させることができるだろう。日本の厳格な資力調査の意義はどこにあるのかを議論し、所得調査に移行する可能性も模索していくべきではないだろうか。

### 5.3 解決策③保護基準と利用方法の見直しによる予防的性質の考慮

---

月 4 日)



生活保護制度が〈貧困の社会モデル〉に則り、権利に基づいた「真っ当な」格差是正措置としての側面を持つと捉えるのであれば、よりその格差を縮めやすく、何よりも貧困当事者が利用しやすい制度を当事者の目線で模索していくべきである。

生活保護基準に関しては、今まさに議論がされている新たな算定方式「MIS (Minimum Income Standard) 手法」がある<sup>19</sup>。2019年から試算されており、その結果を現行の基準や国による生活水準に関する統計と比較するということが行われている。MIS手法ではモデルとする世帯（「若年（32歳）男性の単身世帯」「高齢（71歳）女性単身世帯」など）を設定し、このモデル世帯に近い属性を持つ人々を対象にグループ・インタビューを行い、「最低生活」のためにどのような物品やサービスが必要であるのかを議論してもらった結果を取りまとめる。マーケット・バスケット方式との大きな違いは、「最低生活のために何が必要か」を専門家が決めるのではなく、実際にモデル世帯に近い人々に話し合ってもらうため、その時代に実際に生活している人の観点を取り込むことができる。また、この方法では収入などの制約を考えずに「最低生活」とはどの程度のものかを考えるため、実際に低所得で生活している場合には、必要だとは思うけどあきらめてしまうようなものも含めることができる点に特徴がある。基準に関しては、さらにもう一つ「主観的最低生活費」の算出も試みられている。インターネット上のモニター調査を用いて一般的な市民の最低限度の生活の認識を調べる調査で、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要ですか」という質問と「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要ですか」という質問に対する回答を取りまとめたものである。

これらの二つの調査結果は「最低生活」の定義の仕方や手法そのものが異なるために結果の単純な比較はできないが、いずれも現行の生活保護の基準よりも高く算定される傾向がみられている。貧困当事者による実生活の現場から上がっている声や、政府の生活保護基準切り下げに反対する声を踏まえると、これらの算定方法が現行のものより適正だと言える可能性が大いにある。政府はこれらの試算結果を踏まえ、現行の基準算定方式の見直しに向けた議論の場を今以上に設けるべきだ。

そして生活保護制度の利用方法に関しては、本論文では扶助の「単品」受給の提案に賛同する。第三章で触れたように、生活保護制度は何もかもを失った生活困窮者に対し全一的な扶助を行うといった事後救済的な性質を持つ。そのため八つの扶助は単品で受給することができない。しかしこのことは生活困窮者が制度を利用するまでに八つのカテゴリーの全てにおいて極限まで困窮することを意味しており、そこから生活を立て直すことが容易でないことは想像に難くない。部分的に給付を受けることができれば、より早く生活の立て直しを図ることができるだろう。このような理由から、本論文ではそれぞれ異なったニーズに対応している八つの扶助を、申請者が生活状況に応じて選び、受給するという制度に改善することの意義は大きいとみる。

---

<sup>19</sup> 認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい  
もやいブログ 2022年4月19日『『最低生活費』をどう考えるか』  
<https://www.npomoyai.or.jp/20220419/8006>（最終閲覧日時 2024年12月14日）

## おわりに

本論文では自己責任論から脱却し、より暮らしやすい社会をつくるための新たな貧困観として〈貧困の社会モデル〉を構築し、提唱した。そしてこのモデルの考え方に沿った形で、現行の生活保護制度の問題点を指摘し、改善の手立てを考案した。〈貧困の社会モデル〉の構想においては特に、貧困問題の解消を目指す議論において大きな障壁となる自己責任論からどう脱却できるかという点に焦点を当て、責任の所在を問うのではなく、貧困の原因と責任を分離させた。そうすることで誰もが前向きに、主体的に貧困問題に取り組もうと思えるようなモデルを確立させ、貧困観を根本から転換させることが、国や自治体にとっても制度の具体的な改善のための手がかりとなると結論付けた。

本論文では生活保護制度の役割やあり方に焦点を当てたために、対象となる貧困当事者にどのような人が含まれるのかを深く分析したうえで制度について論じるということができなかった。現行の生活保護制度上で各扶助がどのくらい受給者の生活を支えるものになっていて、どのくらい不足しているのかを理解するには、例えばホームレスの人々にとって住宅扶助、シングル親家庭にとって教育扶助、高齢者にとって医療扶助・介護扶助がどのような意味合いを持っているのかを調査する必要がある。受給の有無や所得だけでなく、そのような様々な社会的カテゴリーで現代社会をより細かく分類し、ひとつひとつの目線で現行制度の妥当性を論じることで、より詳しく制度の問題点が浮き彫りになるだろう。これについては今後の課題としたい。

本論文では日本の貧困問題を論じる切り口として、貧困当事者と非貧困当事者という用語を用いた。しかし人が「貧困状態にあるかどうか」を判定する明確な指標は、本文でも触れた通り明確にしにくく、その境目は曖昧である。認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやいが新宿都庁下で定期的に行っている食料品配布活動に参加協力した際には、食料品の受け取りに多種多様な人々が訪れており、外見だけではどれだけ人が困窮しているかを判断できないという当然の事実を改めて感じさせられた。もやいの代表である大西蓮氏に話を伺ったところ、コロナ禍後、また物価が高騰する厳しい経済状況になってから、食料品配布に並ぶ人々の数が急激に増えたという。人は生まれたときから貧しくはなくとも、社会情勢が変化すると、それに影響を受けて貧困生活に転落してしまうことがある。誰がいつ貧困状態に陥るかは誰にもわからないからこそ、常に自分の人生と地続きのものとして貧困問題に正面から向き合っていきたい。

## 参考・引用参考文献

アマルティア・セン著、池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳（2018=1992）『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店

阿部彩（2012）『『豊かさ』と『貧しさ』：相対的貧困と子ども』

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjdp/23/4/23\\_KJ00008521584/\\_pdf/char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjdp/23/4/23_KJ00008521584/_pdf/char/ja)

- 岩田正美 (2021) 『生活保護解体論—セーフティネットを編み直す』 岩波書店
- 籠山京 (1978) 『公的扶助論』 光生館
- 金澤誠一 (2009) 『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』 高菅出版
- 金子充 (2017) 『入門貧困論 : ささえあう/たすけあう社会をつくるために』 明石書店
- 川越敏司, 川島聡, 星加良司 (2013) 『障害学のリハビリテーション—障害の社会モデルその射程と限界』 生活書院
- 今野晴貴 (2013) 『生活保護—知られざる恐怖の現場』 筑摩書房
- 下野新聞 子どもの希望取材班 (2015) 『貧困の中の子ども 希望ってなんですか』 ポプラ社
- 杉野昭博 (2007) 『障害学 理論形成と射程』 東京大学出版会
- 杉村宏 (2007) 『格差・貧困と生活保護—「最後のセーフティネット」の再生に向けて』 明石書店
- 中村淳彦 (2019) 『東京貧困女子。: 彼女たちはなぜ躓いたのか』 東洋経済新報社
- 布川日佐史 (2009) 『生活保護の論点 最低基準・稼働能力・自立支援プログラム』 山吹書店
- 湯浅誠 (2007) 『貧困襲来』 山吹書店
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』 岩波新書
- ルース・リスター著, 松本伊智朗監訳 (2011=2004) 『新版 貧困とはなにか—概念・言説・ポリティクス』 明石書店
- 渡辺由美子 (2018) 『子どもの貧困 : 未来へつなぐためにできること』 水曜社

## 図表

図 1 - 1

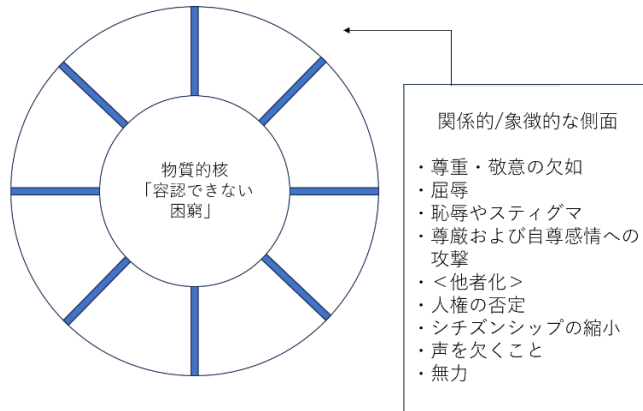


図 1 - 2

